

○中津市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱（抄）

平成17年3月31日中津市告示第79号

（目的）

**第1条** この要綱は、身体障害者に対して、自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

（助成の対象者）

**第2条** この要綱による助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者
- （2） 就労等のため、自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部の改造（以下「自動車の改造」という。）を行う必要がある者
- （3） 前年分（助成の申請を行う日が1月1日から6月30日までにあつては、前々年分）の所得  
税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

（助成金の申請）

**第4条** 助成金を受けようとする対象者（前条第2項に規定する新たに助成を行う場合を含む。）は、あらかじめ、身体障害者自動車改造助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） パンフレット等自動車の改造の概要を確認できる書類
- （2） 自動車の改造に要する見積書